

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年12月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明確ではないが、生活苦や人権侵害等を理由に本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和3年10月20日	諮問
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）
令和4年1月21日	審議（第63回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

#### (2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

#### (3) 収入額の認定について

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の給付（地方公共団体又

はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定することとされている。

#### (4) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)。

イ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)によれば、収入の増減が事後になって明らかとなっても、扶助費の額の遡及変更の限度は3か月程度(確認月からその前々月までの分)と考えるべきであり、それ以前の返納額は法63条により処理すべきであるとされている(問13-2(答)2及び3)。

## 2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件年金に係る平成31年度以降の年金振込通知書の提出がなかったことから、月当たり135,785円を本件年金の収入額として認定していたところ、法29条に基づく調査に対する日本年金機構から

の回答により、本件年金は令和元年6月分から月当たり135,923円となっていることを確認したことから、まず、令和2年3月17日付保護変更決定により同年4月分以降の収入認定額を変更し、それ以前の過支給額は法63条により処理することとして、令和元年6月分から令和2年3月分までの保護費の過支給額1,380円(138円×10か月分)を返還金額として、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものであるということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来